

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年8月22日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ケーズデンキ大津鏡が浜店 大津市鏡が浜字浅田 27番2ほか 26筆
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力願いたい。
 - (4) 出入口が平和堂と近接するため、混雑時の対処を願いたい。
 - (5) 造成工事等に伴う騒音、振動及び粉じんの発生防止並びに汚濁水の流出防止対策を講じること。
 - (6) 騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、作業実施日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (7) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (8) 当該事業において、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土等）を行う場合は、土壌汚染対策法第4条に基づく届出が必要となるので事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要な場合は形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - (9) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当する場合は、同規則第21条の規定に基づき事前協議を実施しなければならないため、事前に大津市環境部環境政策課と協議すること。
 - (10) 大規模小売店舗に該当し、その建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上又は店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものについては、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第32条の2に規定する大規模建設等事業に該当するので、大津市環境部環境政策課と協議すること。
 - (11) 水質汚濁、騒音及び振動などに関して、公害関係法令に基づく届出が必要な場合があるので、事前に大津市環境部環境政策課と協議を行うこと。（関係法令によっては、工事着手の60日前までに届出が必要なものがある。）
 - (12) 計画地に隣接して民家が存在することから、事業に伴う生活環境影響を予測し、騒音、振動、光害などの影響を最小限に止める計画を行うこと。
 - (13) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (14) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (15) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第31条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - (16) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第15条の保管基準を遵守すること。
 - (17) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (18) 建築行為について、景観法に基づく届出を行うこと。また、内容については、周辺の景観との調和を図るため、大津市景観計画に適合した内容とすること。
 - (19) 屋外広告物について、大津市では屋外広告物条例を定め、屋外広告物の規制を行っている。については、当該区域は条例による第三種許可地域に指定されているため、敷地あたりの表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物を掲出する際には、条例に基づく許可申請を行うこと。

- (20) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (21) 都市計画法に基づく開発許可条件を遵守すること。
- (22) 混雑が予想される開店時等のピーク時は、必要に応じて適所に交通誘導員を配置し歩行者等の安全確保に努めること。
- (23) 当該申請地付近の道路は、志賀小学校および皇子山中学校の通学経路に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明をお願いしたい。尚、事業に伴い発生した問題は、設置者において解決すること。
- (24) 大津市消防施設等設置基準に基づき、適切に消防水利等を設置すること。なお、詳細は大津市消防局警防課と協議すること。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
 - 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1-1
 - 大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1
- (2) 縦覧期間 平成 24 年 8 月 22 日から平成 24 年 9 月 24 日まで